第二条の表中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　ロールオン・ロールオフ旅客船	Dwが一千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$714.552Dw^{-0.289}$以下であること。
	Dwが二百五十トン以上一千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$752.16Dw^{-0.381}$（$\frac{Dw-250}{750}$）以下であること。
	Dwが二百五十トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
二　クルーズ旅客船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。）	Gtが八万五千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$162.298Gt^{-0.214}$以下であること。
	Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$170.84Gt^{-0.214}$（$\frac{Gt-25000}{60000}$）以下であること。
	Gtが二万五千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

第二条の表備考を次のように改める。

備考　Dwは載貨重量トン数 Gtは、総トン数

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十八年二月二十九日以前に建造に着手されたもの）であって、平成三十一年八月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されるものに係る二酸化炭素放出抑制指標の基準については、この省令による改正後の二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。